

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織です。どう

ぞよろしくお願いいたします。

電気通信事業法の改正案に関しましては、私、平成十九年の初当選でございますが、それから一年間はあえてその質疑に立つことはなかったんですけれども、平成三十年以降は質疑に立たせていただいております。

電気通信事業法はその四条において通信の秘密を定めており、これは憲法第二十一条二項後段の規定とも大きく関係をします。

その憲法に関しまして、五月二十五日、在外国民審査権に関する違憲判決が確定しました。選挙については、当委員会の所管事項であり、民主主義の根幹にも関わる重大な課題であることから、冒頭に事実確認だけさせていただきたく存じます。

在外国民審査制度については、平成二十九年十二月五日に衆議院法務委員会で質疑が行われています。総務省の答弁は、投票用紙の印刷は衆議院解散の日から始めざるを得ず、投票用紙の送付等に要する期間を考えると投票期間がほとんど確保できない場合があるなど、技術的に困難な課題があるというものでした。また、在外邦人が国民審査に参加するための制度を検討されたいとの指摘に対して、当時の総務副大臣は、投票しにくい状況下にある有権者の投票環境の向上方策として、ICTの活用を始めとしてどのような対応が可能であるか省内の研究会で検討している旨、答弁し

ています。

この答弁で示された省内の研究会の名称と、その研究会で在外邦人が国民審査に参加するための制度に関しどのような結論を得たのか、総務省に伺います。

○政府参考人（森源二君） お尋ねの研究会の名称は、投票環境の向上方策等に関する研究会でございます。

この投票環境の向上方策等に関する研究会は、選挙の公正を確保しつつ、有権者が投票しやすい環境を整備するためのICTの活用などによる方策等について研究し、検討を行うことを目的として開催されたものでございまして、この際に、その在外選挙インターネット投票につきまして、その実現に向けた技術、運用面の大きなハードルはクリアできることなどの提言をいただいているところでございます。

この提言、その在外選挙を念頭にまとめられたものでございまして、在外国民審査について明示的には御提言いただいたものではございませんが、ただ、在外選挙におけるインターネット投票の検討が在外国民審査についても生かされるものとは考えておるところでございます。

○吉川沙織君 今、省内の研究会名は、投票環境の向上方策等に関する研究会、これ数回報告を行っています。この質疑が行われた時期からすると、

平成三十年八月十日公表の報告、今おっしゃっていただいたものだと思います。

今いろいろ答弁なさいましたけれども、この報告では、国民審査、質疑が国会であって、当時の総務副大臣は、そういったことも含めてお待ちいただきたいな、これ何に係っているかって、在外の審査です。ですから、この報告書の中に、実は国民審査のことは国会で答弁しておいて、全く触れられていないので、これはどういうことか私にとっては理解し難いです。

研究会報告で触れなかった理由はなぜですか。

○政府参考人（森源二君） 再度のお答え申し上げます。

在外選挙のインターネット投票につきまして、有権者が投票しやすい環境を整備するためのICTの活用などによる方策等についての検討が行われたところでございます。そちらの方を、そして御議論をいただいたところでございます。そういうことで、国民審査について明示的に議論をしたものではございませんでした。

○吉川沙織君 国会の質疑の中で、在外邦人が国民審査に参加するための制度を検討していただきたいという問いに関して、総務副大臣は、もちろんICTは在外投票全部に係る答弁でもありませんが、ただ、それも含めて検討をしていきたいのでお待ちいただきたいと答弁されて、でも、その後

出た報告書には一切それが触れられていないというの、私はいかがなものかと思えます。

その後、国民審査について総務省で検討してききましたでしょうか。

○国務大臣（金子恭之君） 吉川委員にお答え申し上げます。

今部長からいろいろ御答弁申し上げましたが、この研究会は、投票しにくい状況下にある障害のある方や海外居住者などについて、ICTの活用などによる投票環境の向上方策について検討を行ったものでございます。

総務省では、この報告を踏まえ、主に在外選挙のインターネット投票について更に検討を進めてまいりました。その検討の中で、在外国民審査のインターネット投票についても、仮に導入することとした場合において投票画面をどのようにするかについての検討を行っているところでございます。

○吉川沙織君 何か、もう在外投票一般の答弁に何か置き換えられている気がしますが、では、ここで、国民審査制度、民主主義にとって大事なものだということは今までも繰り返し答弁されていますけれども、国民審査制度の現状に係る政府の認識について伺います。

○国務大臣（金子恭之君） 五月二十五日の最高裁大法廷判決において、在外国民の国民審査権の

行使を認めない現行制度は違憲であると判断されたところであり、厳粛に受け止めております。

総務省としては、判決内容を踏まえまして、国民審査の在外投票を可能とするための方策につきまして、関係各方面とも協議しつつ、早急に検討してまいります。

○吉川沙織君 判決後の大臣の会見とかそういったところでも今のような御発言なされていましたが、裁判断の中、裁判の中で政府は、国民審査は議会制民主主義の下で不可欠な制度とまでは言えないとか、民主的統制の方法としては例外的、補完的の主張をされていましたが、どういう趣旨でしょうか。

○国務大臣（金子恭之君） お尋ねの訴訟におきましては、国として、まず、国民審査は、最高裁判所裁判官の任命に民主的コントロールを及ぼすことを目的とするものであって、国民主権の観点からも意義を有するものであると主張しております。不要という認識はありませんし、軽んじているものでもありません。

その上で、憲法上、最高裁判所裁判官の任命等に対する民主的コントロールは、国会の信任を受けた内閣が任命等を行うという仕組みによって本来的に担保されております。これを、国民審査、すなわち最高裁判所裁判官の解職制度で補う関係にあると考えました。そのために、国民が代表者

を直接選定する選挙権とは憲法上の位置付けが異なっております。

よって、国民審査制度の仕組みの決定には国会に広い裁量が認められるべきであると主張してきたくところでございます。

○吉川沙織君 本来、原則としてどのようにあるべきかというところもまた議論したいところではあります。今日は事実関係のみ確認したいと思っておりますので、補足意見について少し触れたいと思っております。

最高裁判決における宇賀裁判官の補足意見では、「理論的に考えれば、国民審査の投票やその結果の確定が衆議院議員総選挙の投票やその結果の確定と同時にすることは不可欠の要請とまではいえない。したがって、在外国民について、仮に技術的理由から、衆議院議員総選挙と国民審査との間に投票日やその結果の確定日について若干の差異が生じたとしても、憲法七十九条二項に違反するとはいえないのではないかと思われる。」としており、先般、先ほど紹介した総務省の答弁を意識した意見かと推測できます。

○国務大臣（金子恭之君） 委員御指摘の宇賀裁

判官の補足意見につきましては承知をしております。

一方、衆議院議員総選挙と同時に国民審査の投票を行うことについては、宇賀裁判官補足意見でも指摘されているとおり、投票所に赴く国民の負担を軽減するとともに、投票事務に係るコストを削減する点においても合理的な方法と言えるものと考えております。

こうしたことから、国民審査の在外投票を可能とするための方策については、総選挙と同時に投票を行えるよう、現行の取扱いに代わる投票用紙や投票の方式の在り方等を検討してまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 今までの総務省の答弁とか見解からすればそれが難しいということだったのが、それができるようにしていくということかと思えます。

ただ、これ、在外にとどまらず、国民審査の在り方全体が今形骸化しているとも言われています。この際、在外のみならず、国民審査の制度、在り方そのものを見直すことが必要となるのではないかと思います。御見解をお伺いいたします。

○国務大臣（金子恭之君） 委員から御指摘いただきました国内の投票方式については、審査に付される裁判官の氏名を投票用紙に印刷した上で、罷免を可とする裁判官にバツを記載することとな

っております。この現行の仕組みについては、昭和二十四年の第一回国民審査以来、国民の間にも定着しております。最高裁判決においても支持されていますので、国内の投票方式について見直すことは考えておりません。

なお、制度が今御指摘ございました形骸化しているとの御指摘については、国民審査に当たり、裁判官の情報などもしつかり得られるよう、審査公報や最高裁判所のホームページにおいて、審査に付される裁判官の経歴あるいは最高裁において関与した主要な裁判等、裁判官としての心構えなどの情報が掲載されていると承知をしております。今後とも、国民審査の意義、目的等の周知徹底に努めてまいります。

○吉川沙織君 国内の投票様式は変えないという御答弁だったと思いますが、例えば在外は、その様式だから対応しにくいということであれば、方式を見直すということも射程に入れて検討せざるを得ないのではないかと思います。いずれにしても、先ほど御答弁ありましたとおり、早急に対応していくということでした。

今後、検討をどのように進め、いつ頃までに結論を出される予定か、お伺いいたします。

○国務大臣（金子恭之君） お答えいたします。今般の最高裁判決におきましては、今回の国民審査において審査権を行使させないことは違法で

あると判示されておりまして、総務省としては早急に検討を進める必要があるものと考えております。

今般の訴訟に係るこれまでの判決においては、自書式あるいは分離記号式による投票についても言及されていることから、特設研究会等を設置することは予定しておらず、総務省において、こうした判決の言及を踏まえ、今後、関係各方面とも協議しつつ、国民審査の在外投票を可能とするための方策を早急に検討してまいります。

○吉川沙織君 早急にということでしたので、早急にお願いいたします。

国会の立法不作為による損害賠償が認容されたのは、平成十七年の在外投票制限に係る訴訟以来で、二例目でございます。前回はどの機関が賠償金を支出し、また負担したのか、伺います。

○政府参考人（森源二君） お答えいたします。平成十七年九月十四日の最高裁大法廷判決におきまして、平成八年の衆議院議員総選挙までに在外選挙制度を創設する立法措置をとらなかったことは違法であるとされ、国家賠償請求が認められたところとす。

この賠償金については、衆議院、参議院を含む関係機関との協議を行った結果、総務省において支払を行っております。

○吉川沙織君 今回はどうなっていますか。

○国務大臣（金子恭之君） 今回の最高裁大法廷判決においては、在外審査制度を創設する立法措置をとらなかったことを違法であるとされ、国家賠償請求が認められたところでございます。

平成十七年の在外選挙制度に関する最高裁大法廷判決におきまして国家賠償請求が認められ、総務省において賠償金を支払っておりますので、今回の在外審査制度に関する判決につきましても、総務省において賠償金の支払を行う方向で準備を進めております。

○吉川沙織君 国会の立法不作為とかそういうところで、私たち国会議員もいろいろ考えなければならぬことは多い事案だと思えます。

そこで、参議院の事務総長に幾つかお伺いをいたします。

立法不作為に係る訴訟が受理されてから、上訴、違憲判決が出されるまで、法務省から連絡が来ると承知しておりますが、どのように連絡が来ますでしょうか。

○事務総長（岡村隆司君） まず、国会の立法不作為等に係る訴訟が提起された場合、本院事務総長宛てに法務省から事件を受理した旨の通報がございます。通報の際は、訴状等の写しや関係資料が添付されます。また、通報後も、関係資料の送付や問合せなどがあります。

国会の立法不作為等に係る訴訟の判決が言い渡

されました際には、訴訟のうち法務省において必要があると判断したものについて、本院事務総長宛てに通報がございます。通報の際は、判決書の正本等の写しが添付されます。また、国会の立法不作為等に係る訴訟が本院に不利益な裁判によって終了した場合は、本院事務総長宛て、上訴の提起に関する照会がございます。

○吉川沙織君 法務省が判断する、どの基準かというの私にも質問主意書で出したことがあります。が、いずれにしても、連絡は来る。その連絡を受けて、議院運営委員会や関係部課室にはどう報告周知されているのか、伺います。

○事務総長（岡村隆司君） 国会の立法不作為等に係る訴訟で、本院に不利益な裁判によって終了し、法務省から本院事務総長宛てに上訴の提起に関する照会がございました際には、判決書の写し等を議院運営委員会の委員長及び各理事にお届けし、訴訟の結果に関する報告を行っております。

また、法務省から本院事務局に対し、訴訟に係る通報等がございました際は、事務局内の関係部署間で訴状の写しや判決書の写しなどを速やかに共有し、訴訟の内容等についての議員からのお問合せに的確に対応できるよう取り扱っているところでございます。

○吉川沙織君 受けるところが議院運営委員会しかないというところがございますが、その議院運

営委員会では違憲判決を受けてどのように対応をしているのか、また説明聴取や質疑が行われたことがあるのかどうか、お伺いいたします。

○事務総長（岡村隆司君） 最高裁判所において法律が憲法に適合しないと判断したとき、最高裁判所長官から議長宛てに当該事件の裁判書正本が送付されてまいります。これを受けて、議院運営委員会におきまして、直近の理事会で当該正本の写し等を配付するとともに、事務局から報告する例となっております。

また、各議員への周知も行っております。直近の在外国民の国民審査に係る違憲判決につきましては、イントラネット、参議院情報ネットワークシステムに判決文を掲載いたしました。

法律違憲の判断に際して、議院運営委員会での説明聴取や質疑が行われた事例につきましては、お調べした限り、ございませんでした。

○吉川沙織君 今回の五月二十五日の判決を受けて、直近の衆議院の議院運営理事会、参議院の議院運営理事会で、今答弁があったとおりに報告は受けました。

先ほど総務大臣から答弁いただきましたが、この国家賠償請求に関してどこが負担するかということと、答弁が、総務省が受ける方向だということではございましたが、私、この立法不作為に係る訴訟における賠償金の支出の在り方について質問

主意書で問うたことがあります。政府からは、第一義的には衆議院及び参議院において議論いただくことと理解している旨、答弁があったところで

です。これに関して一応議論はされている途中だと思しますので、総務省や衆議院と対応を協議しているのかどうか、参議院に伺います。

○事務総長（岡村隆司君） 御指摘の訴訟に係る最高裁判決では、国会の立法不作為について、国家賠償法上違法と評価し、国に対し損害賠償を命じております。

裁判の結果として国が損害賠償金を支払うこととなる場合、どの機関がその支払を行うかにつきましては、判決内容を踏まえつつ、関係する機関が協議して決定するものと理解しております。

御指摘の訴訟において確定いたしました国による損害賠償金の支払につきましても、参議院事務局といたしましては、現在、衆議院事務局及び関係行政機関の方針を確認するなどの対応を行っているところであります。

事務局といたしましては、損害賠償金の支払の方針につきまして、衆議院事務局及び関係行政機関との協議を継続し、また議院運営委員会の委員長及び各理事に御相談するなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 立法不作為は個々の国会議員の責

めを問うものではありません。ただ、国民の負託に對して十分に応えた立法活動を行うことができなかつた点について、個々の議員においてもその責任を深く痛感すべきことであると私は思います。とりわけ、本院においては解散がなく、六年という長い任期の特性を生かした立法活動が期待されていることからすると、立法事実の変遷についてより鋭敏に意識した立法活動に取り組むべきであると考えます。

政府におかれましても、現行の諸制度が社会経済環境や国民意識の変化に對したものと成っているか不問の見直しが求められていること、また、立法不作為に係る訴訟が提起された場合における政府からの情報提供をより充実したものとするとともに、国会においてもより一層調査研究に努めるようにするべきであることを申し上げて、憲法の話をしました。

電気通信事業法は憲法とも通信の秘密で関係します。法案の質疑に入りたいと思いますが、参議院事務総長と総務省選挙部長の質問はここまですべてでございますので、委員長、お取り計らいよろしくお願いたします。

○委員長（平木大作君） それでは、岡村事務総長、森選挙部長は御退席いただいて結構です。

○吉川沙織君 通信の秘密については、憲法第二十一条二項後段に定めがあります。電気通信事業

法についても通信の秘密について規定があります。

憲法が定める通信の秘密と電気通信事業法四条の関係、相違点についてお伺いいたします。

○国務大臣（金子恭之君） お答え申し上げます。

通信の秘密は、個人の私生活の自由やプライバシーを保護するとともに、通信が人間の社会生活にとって必要不可欠なコミュニケーションの手段であることから、憲法上の基本的人権の一つとして憲法第二十一条第二項において保護されております。

憲法における通信の秘密は、手紙、はがき、電報、電話など全てのコミュニケーションの手段を対象としておりますが、電気通信事業法における通信の秘密は、電気通信事業者の取扱中に係るものを対象としております。

○吉川沙織君 平成三十年八月十日に総務省が出している電気通信事業法及び通信の秘密のところでも、憲法上の要請である表現の自由や知る権利を実効的に保障するものであるとか、電気通信の健全な発達、国民の利便の確保といったことが書かれています。

今の電気通信事業法における通信の秘密の規定の数、それから今回改正をしようとしている、新設しようとする通信の秘密について言及した規定の数についてお伺いいたします。

○政府参考人（二宮清治君） お答え申し上げます。

す。

電気通信事業法では五つの条で通信の秘密という文言を用いております。また、本法案において通信の秘密を新たに規定する条文は、第二十七条の五第一号の一条のみでございます。同条においては、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者が適正に取り扱うべき特定利用者情報の定義の一部として、通信の秘密に該当する情報を規定しております。

○吉川沙織君 今回の改正で新設をしようとするのは、特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者が新たに指定されて、そこに通信の秘密が掛かるということでございます。

じゃ、先ほど大臣の答弁でも少しありましたけれども、保護されるべき通信の秘密の範囲、それぞれ、まあ五つ今あるということでしたけれども、それぞれの条文において異なるのか、それとも同じ意味合いなのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣（金子恭之君） 吉川委員御指摘の電気通信事業法によって保護される通信の秘密の範囲には、個別の通信に関する内容のほか、通信の日時、場所、通信当事者の氏名など、これらの事項を知られることによって通信の内容を推測されるような事項全てが含まれます。このような通信の秘密の保護の範囲は今回の法案によっても変わるものではないかと存じます。

○吉川沙織君 全く変わらない、それぞれ意味合い一緒だということでしたけれども、電気通信事業法の第三条、第四条、それから、今日はその法案じゃないですけども、郵便法の第七条、第八条にやはり同じような、憲法の定めをより具体化した条文がそれに該当するのではないかと思います。公権力による積極的知得行為の禁止、通信業務従事者による漏えい行為の禁止。私自身も、この特に四条に関しては自覚をしながら、会社員時代、仕事をしていましたので、通信の秘密はとても大事だと思います。

通信の秘密に関しては、先ほどから憲法の話していますけれども、電気通信事業法や郵便法においても制定時から保護は規定されています。電気通信サービスにおいて通信の秘密が侵される場合、利用者が安心して当該電気通信サービスを利用することができないこととなっております。

そこで、電気通信事業法の目的規定についてお伺いいたします。

○政府参考人（二宮清治君） お答え申し上げます。

電気通信事業法は、第一条において、電気通信事業の公共性に鑑み、その運営を適正かつ合理的なものとするともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって

電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的としております。

○吉川沙織君 今、電気通信事業法の目的規定である第一条について触れていただきました。

この中に利用者の利益の保護という文言がありますが、今回の改正案では、その利用者の定義が変えられることとなります。第一条に規定のある利用者が利用者等に、また、二条に、十二条から移してくると思いますが、二条に利用者の定義が新設されることとなりますが、この普通に一般的に使う利用者等に付くのと違って、条文に利用者として書いてあって、それに等が入るという定義の変更は重いことだと思いますが、その理由についてお伺いいたします。

○政府参考人（二宮清治君） お答えいたします。現行の電気通信事業法における利用者の定義は、第十二条の二第四項第二号口におきまして、「電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。」としております。同条以降の利用者にはこの定義が適用されております。

他方、現行の第一条における利用者は、今申し上げました利用者以外の者も含む広義の利用者でございます。改正後における電気通信事業法では、利用者に関する情報の適正な取扱いに関する規律

の保護の対象を明確化する観点から、利用者の定義を新たに規定をしております。

このため、改正後の電気通信事業法第一条における利用者と現行の第一条における広義の利用者との範囲の整合性を図るため、利用者等に改正することとしたものでございます。

○吉川沙織君 実際にサービスを受けている人、電気通信役務のサービスを受けている人と受けようとする人、今回の法改正、改正をしようとする内容によってその範囲が広がるので、定義を変えるということかと思いますが、それでは、改めて、この電気通信事業法は何年制定法か教えてください。

○政府参考人（二宮清治君） お答えいたします。電気通信事業法は、昭和五十九年法律第八十六号として制定をさせていただきます。

○吉川沙織君 制定当時において対象とされていた電気通信事業、サービスについてお伺いいたします。

○政府参考人（二宮清治君） 電気通信事業法は、それまで日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社により一元的に運用されていた電気通信事業の独占を廃止をし、競争原理を導入するとともに、電気通信分野の活性化等を実現するため制定されましたが、制定当時における電気通信事業は電話が中心でございました。

○吉川沙織君 昭和五十九年制定法で、私自身もまだ当時は八歳ぐらいでしたから、電話中心、しかもその固定電話中心の規律を定める。しかも、電信電話公社から株式会社になるときに新規参入を促していくために制定されたため、対象とされた電気通信事業、サービスというのは電話中心ということ、そのとおりだと思います。

では、今回の改正において対象とされている電気通信事業、サービスについてお伺いいたします。

○政府参考人（二宮清治君） お答えいたします。現在では、世界最高レベルの情報通信インフラの整備、通信事業者間による競争の激化、情報通信技術の革新などに伴い、通信市場において、通信ネットワークにおける仮想化の進展、事業者によるレイヤーを超えたサービス提供などの市場の融合、海外事業者の影響力増大などのグローバル化の進展などの変化が見られておりまして、電気通信事業においては、電話、ブロードバンドサービス、メール、検索サービス、SNSなどに加えまして、ライブ配信プラットフォーム、ウェブナビ、メタバースなど、多種多様な電気通信事業が出現していると認識をしております。

○吉川沙織君 昭和五十九年に制定をされた当時は固定電話がその中心だったけれども、今回改正に至った理由でもありますけれども、それがレイヤーを超えて多様化しているということ、また、

この法律制定当時はなかった海外事業者が物すごく成長をして、私たちの生活や事業に結構影響を与えているところがあるかと思えます。

この電気通信事業法は、最近結構改正されています。前回改正は二年前でしたが、今回の改正において検証できる部分は振り返った方がよろしいのではないかと思います。私は、二年前の五月十四日のこの委員会での質疑行いましたので、そのときの質疑を一部引用しながら確認をさせていただきますかと思えます。

前回の改正の柱は二つありました。その一つが外国人等に対する法執行の実効性の強化でした。改正のポイントとして、今もその今回の改正の理由というか、その今の電気通信事業のサービスにおいて海外事業者の話ありましたけれども、海外事業者については、国内にサーバー等の電気通信設備を支配し管理する拠点が無い場合に、国内向け事業を行っていたとしても電気通信事業法の規律は及ばないとされてきましたが、二年前の法改正でこれを変更し、外国法人等にあつて、国内における代表者等を登録させるというものでした。

政府は、グループやメタ、ツイッターなど複数の外国事業者に対して会社法に基づく登記遵守を要請した旨、今年四月の報道でありましたが、総務省として、このような事実、把握されておられますでしょうか。

○政府参考人（二宮清治君） お答えいたします。

委員御指摘のとおり、会社法を所管する法務省において、電気通信事業者である外国法人のうち、外国会社の登記がされていないものに対して外国会社の登記を促す文書を二回発出しておりますが、これに当たりましては電気通信事業法を所管する総務省も協力をしており、要請文書は連名により発出しております。

この要請文書により、複数の外国法人が会社法人の登記を完了し又は準備中であると承知をしております。

○吉川沙織君 連名で要請されて、それに基づいて登録が進んだということは今初めて分かりましたが、では、二年前にこの電気通信事業法は外国法人等に対する実効性の強化ということで改正をしていますが、実際にその法改正に基づいて登録が進んだのかどうか、登録又は届出を適切に行っていない外国事業者もあるのではないかと思えますが、その辺いかがでしょうか。

○政府参考人（二宮清治君） お答えいたします。

外国法人に対する電気通信事業法の執行につきまして、その強化を図るため、御指摘の令和二年に電気通信事業法改正をしておりますが、本年三月末現在で百三十四の外国法人が日本における代表者などを指定した上で電気通信事業の届出を行っております。

電気通信サービスは、技術革新などにより徐々に新しいサービスが出現しております。そのため、総務省では、登録や届出対象となり得るサービスを確認した場合には、その都度サービスの詳細を聴取した上で必要な届出等を求めているところでございます。

したがって、全ての事業者が登録や届出を行っているとは現時点で断じることは難しいところではございますけれども、総務省としては、今後とも、外国法人等に対する周知、広報に努めるとともに、法執行を担う地方総合通信局等とも連携し、執行面の強化に取り組んでまいります。

○吉川沙織君 登録又は届出を適切に行っていない外国の事業者がかなりいるのではないかというお伺いだったんですが、それは、把握は全部もちろんできないけれども、結構進んでいるという認識でよろしいんでしょうか。

○政府参考人（二宮清治君） お答えいたします。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、総務省では、登録や届出対象となり得るサービスを確認した場合には、その都度サービスの詳細を聴取した上で必要な届出等を求めているところでございます。

○吉川沙織君 さっきの答弁と一緒に、ちゃんと多く届出をしていない事業者がいるんじゃないでしょうかと申し上げているので、そう

いう事実はないということでもよろしいですね。

○政府参考人（二宮清治君） お答えいたします。電気通信事業法の執行に当たりましては、対象となります届出事業者、登録事業者に対しましては、その規定に基づいて登録、届出を行っていただくということを求めているところでございます。

他方、先ほども申し上げましたとおり、電気通信サービス、技術革新大変速うございます。次々に新しいサービスが出現していると、こういった状況でございますので、そういった可能性があるもの、サービスにつきましては、私どもの方でしっかりとそのサービス内容を聴取した上で届出をしております。

○吉川沙織君 同じ答弁を繰り返していただいても、こちらも質問時間限られておりますので、是非、問いに対してお答えいただきたく存じます。

もう一回、いかがですか。

○政府参考人（二宮清治君） お答えいたします。米国や中国等の大手のプラットフォーム等は届出をしております。

○吉川沙織君 じゃ、把握できているということで大丈夫でしょうか。

○政府参考人（二宮清治君） 把握をしっかりとしております。

○吉川沙織君 総務省が二年前の改正、これ、二年前の改正に基づいて登録を促して、でもそれが

進まないから会社法に基づいて登記の要請をしたとも読めなくはない最近の報道でしたので、せっかく法改正をしたのであれば、その実効が上がっているのかどうかはとも私大事なことだと思っています。

国会で審議をして、その後本当に実効が上がっているのか、上がっていない側面があるからこそ、法務省と総務省連名で会社法に基づいて登記を要請したのではないかと推測をされますので、そこはしっかりと把握をしていただきたいと思います。二年前の改正で、これまで電気通信事業法の規律が及ばない外国事業者に対して及ぶように変更した理由は、外国事業者の提供するサービスが我が国利用者に与える影響はこの近年において急激に増大したことがあることに鑑みて行われたものと承知しています。

二年前の改正のときも、法施行後三年の見直しを待たずに規制の在り方を検討する必要があるのではないかと、二年前の五月十四日、この委員会でお伺いいたしましたところ、当時の局長からこう答弁がありました。「外国事業者に対する規律の在り方につきましては迅速に対応すべき課題が確認された場合には、法施行後三年という見直しを待つことなく検討を迅速に行うなど、適時適切に検討してまいりたいと考えております。」とありました。

今回も外国事業者に関連する規律等が新設される事態になったことから、法施行後三年を待たず、適時適切な見直し、検討が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（金子恭之君） 吉川委員、本当にこれまで経緯をよく御存じでございます。

海外に設備を設置をし、日本向けに通信サービスを提供している外国法人に対する電気通信事業法の適用については、昨年四月に施行された改正電気通信事業法において、新たに日本における代表者などを指定した上で届出を義務付けるなど、規制の強化が図られたところでございます。

本法に基づきまして、本年三月末現在で米国や中国の大手プラットフォームなど百三十四の外国法人が届出などを行っております。また、届出が必要と思われるサービスを把握した場合には、その都度、担当から個別に連絡を取り、届出の要請を行っております。

本法を施行して一年余りが経過した現時点においては、周知、広報などの執行面の強化に努めている段階であり、今回御審議いただいている法案では、御指摘のような外国法人への適用についての見直しは含まれておりませんが、今後とも、執行状況や通信サービスの動向などを十分踏まえつつ、不断の検討を行ってまいります。

○吉川沙織君 今大臣から御答弁いただきました。

衆議院総務委員会の五月十日の大臣の答弁の中で、「本法案の附則においても、施行後三年を経過した場合に」とありますが、今後も適時適切に対応してまいりたいという、こういう御答弁ありましたし、今も不断に見直しをというお話ありましたので、今本当に外国事業者、急激に、私たちの生活に関わる、利用者の皆さんに関わる、こういう状態になっていきますので、不断の見直しをお願いしたいと思います。

ここから、今回の改正案、今までは全体像でしたけれども、この改正案、本当に分量が多いです。三つぐらい柱があつて、一つ一つが一本の改正案であつてもおかしくないぐらいの内容かと思ひますが、今回新たに盛り込まれた内容について、端的にお伺いしたいと思います。

○政府参考人（二宮清治君） お答え申し上げます。

今回の法案におきまして、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度、また、利用者に関する情報の適正な取扱いに関する制度、また、卸協議の適正性の確保に係る制度について改正を求めたものでございます。

○吉川沙織君 今局長から答弁あつたのは主に三つです。

今回の改正内容は、三点に大別できると思ひます。ブロードバンドサービスにユニバーサルサー

ビスを適用して、そこに交付金制度を創設すること、通信サービスへ利用者のために一部規律を導入するということ、公正競争環境確保の改正をするということ、これらが柱になっていますが、それぞれに検討会や会議体を置いて議論をして今回の改正案の国会提出に至つたものと承知しておりますが、これらの改正の基となる検討会議は幾つありましたでしょうか。お願いいたします。

○政府参考人（二宮清治君） お答えいたします。本法案は、総務省が開催する四つの有識者会議の提言等を踏まえたものでございます。

具体的には、令和二年四月からブロードバンド基盤の在り方に関する研究会においてブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度について、また、令和三年五月から開催しております電気通信事業ガバナンス検討会及び従前より開催しておりますプラットフォームサービスに関する研究会において利用者に関する情報の適正な取扱いに係る制度について、さらに、従前より開催をしております接続料の算定等に関する研究会において卸協議の適正性の確保に係る制度について検討がなされました。

○吉川沙織君 まあいろいろ研究会があつて、ブロードバンド、それからガバナンス、プラットフォーム、接続料、それぞれが別のことを、それぞれ大事なんですけども、別のことを議論してい

ます。

では、この会議体だけでも複数あつて、改正内容もポイントとして三点あります。この三点それぞれの対象者若しくは対象事業者について確認したいと思ひます。

まず一点目の、ブロードバンドへのユニバーサルサービス適用と交付金制度に関する対象若しくは対象事業者は何になりますでしょうか。

○政府参考人（二宮清治君） お答え申し上げます。

御指摘のブロードバンドサービスの交付金制度につきましては、規制の対象となり得る事業者はブロードバンドサービスを提供する事業者でございます。

○吉川沙織君 不採算地域でブロードバンドを提供している事業者がまず一点目に関係する対象者になります。

じゃ、次、利用者が安心して利用できる通信サービス、ネットワークに一部規律を入れる、この対象者若しくは対象事業者は何になりますでしょうか。

○政府参考人（二宮清治君） お答えいたします。特定利用者情報の適正な取扱いについて申し上げますと、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者でございます。

また、利用者の情報の外部送信につきましては、電気通信事業者及び第三号事業を営む者のうち利用者の利益に及ぼす影響が少なくない者でございます。

○吉川沙織君 じゃ、三点目、卸に関する公正競争環境確保の対象事業者はどこになりますでしょうか。

○政府参考人（二宮清治君） お答えいたします。第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する事業者でございます。

○吉川沙織君 改正内容、三点ありましたが、それぞれに対象事業者が異なるのが今回の改正のあの意味分かりづらさを表しているのではないかと思います。改正内容の対象者が異なる内容であるにもかかわらず、目的は一緒ですから、一つの改正案として提出されておるんでしょうけれども、非常に理解を妨げてしまっているような側面があるのではないかと思います。

近年、先ほどから申し上げておりますとおり、外国事業者の提供するサービスの影響は急激に増大し、国内利用者の利益を保護することが急務となつていくことから、現存する電気通信事業法で対応するというのももちろん理解できますが、ただ、いずれ分かりやすくするとか、そういった考え方の見直しも含めて検討もあつてはよろしいのではないかと思います。御見解があればお伺い

いたします。

○国務大臣（金子恭之君） お答え申し上げます。電気通信事業法につきましては、利用者の利益や通信ビジネス全体に与える影響力の大きさなどを十分踏まえつつ、必要な見直しが行われてきましたが、変化の激しい情報通信分野に対応してきた結果、法の内容が複雑になってきているとの御指摘があることについては真摯に受け止めております。

総務省としましては、これまでも電気通信事業法について様々なマニュアルを作成するなど分かりやすい情報発信に努めてきたところでございますが、吉川委員の御指摘を踏まえ、マニュアルを改めて見直すなど、引き続き更に工夫を重ねてまいります。

○吉川沙織君 時代の変化で、固定電話だけだったものがそれ以外にたくさん増えて、確かに複雑だと思えます。

今大臣から答弁いただきましたマニュアル、これ私、この四月十四日版の電気通信事業の参入マニュアル追補版というのをダウンロードして拝見したんですけど、なかなかこれもよく分からないので難しいなというところはございます。

今回の法案、これがまた難しいなと思うのが、技術的に致し方ない側面は多くあるんですが、今回の改正案における政省令委任事項の数について

教えてください。

○政府参考人（二宮清治君） お答えいたします。今回の改正案における政省令への委任事項は、政令が三件、省令が五十三件でございます。

○吉川沙織君 政省令委任事項の数については、三年前の事業法改正時も実は私、当時の局長に伺つていて、十か所でした。で、二年前の電気通信事業法及びNTT法改正時は、二本合わせても六か所でした。

であることを考えれば、今回、確かに法案のリニューアルは多いです。ただ、やっぱり多いと思います。技術的にどうしても必要な総務省令なのか、それとも念のためにまあ置いておこうかみたいな総務省令なのか、立法院の審議の場である程度明らかにするのが筋ではないかという私はずっと立場に立っています。

幾つかちよつと教えてください。

例えば、その改正内容、ポイントの一点目であるブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度についての総務省令の数、何個あつて、これらはどこで検討し、スケジュールはどのようなものになりますでしょうか。

○政府参考人（二宮清治君） お答えいたします。今回の改正案におけるブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化に関する政省令への委任事項の件数は、政令二件、省令二十六件、ト

タルで二十八件でございます。

仮に本法案をお認めいただいた場合には、公布日から一年以内の法律の施行に向けて、これらの政省令の内容を情報通信審議会において検討していくことを予定しております。

○吉川沙織君 政令、省令合わせて二十八ということで、情報通信審議会と場所を明らかにしていただきます。

では次に、改正のポイントの二つ目の柱である特定利用者情報の適正な取扱いと利用者に関する情報の外部送信で、政省令何か所あって、その検討体制とスケジュール感について教えてください。
○政府参考人（二宮清治君） お答えいたします。今回の改正案における特定利用者情報の適正な取扱いに関する省令への委任事項の件数は十六件でございます。これらの省令の内容につきましては、電気通信事業ガバナンス検討会において、本法案をお認めいただいた後、公布から一年以内の法律の施行に向けて検討を行うことと予定をしております。

それから、利用者に関する情報の外部送信に関する省令への委任事項でございますが、件数は五件でございます。こちらも、仮に本法案をお認めいただいた場合には、公布日から一年以内の法律の施行に向けて、これらの省令の内容をプラットフォームサービスに関する研究会において検討し

ていくことを予定しております。

○吉川沙織君 まだ、これから設置をされるワーキンググループやプラットフォームの研究会でなされるということでしたが、この電気通信事業ガバナンス検討会は、報告書の取りまとめ直前に国内外の経済団体の意見を聞き、二月十八日の最終的な報告書は昨年十一月に示された案と大きく変更、後退されたと報道されています。

今回の改正案は、詳細な規制対象を総務省令に委ねているものも含まれています。この総務省令の規定ぶりについて、報告書をまとめるに至っても様々あった。でも、これから総務省令定めていくに当たって、利害関係者の合意形成とともに、目的規定である利用者の利益の保護をどのように図っていくかとされるのか、総務省の見解をお伺いいたします。

○国務大臣（金子恭之君） お答え申し上げます。デジタル社会が進展し、通信サービスの重要性が高まる中、情報漏えいなどの様々なリスクに対して実効性のある規制とするためには、ビジネスの実態などを考慮しつつ、利用者保護を図っていくことが必要であると考えております。

これを踏まえ、総務省としては、本法案をお認めいただいた場合には、電気通信事業ガバナンス検討会の下にワーキンググループを立ち上げまして、学識経験者、消費者団体、経済団体、事業者

団体など幅広い関係者に参画をいただきながら、制度の詳細について検討を進めていくこととしております。

いずれにしましても、様々な関係者の皆様の御意見を丁寧に向い、共通認識を醸成しながら、利用者の皆様が安全、安心に通信サービスを利用できるような、実効性のある制度をしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 幅広く関係者に話を聞いて共通認識を得るということでしたが、なぜこの問いを立てたかといいますと、衆議院総務委員会での議論を拝見いたしますと、これら省令を検討する場について、まあある意味余り誠実にはお答えになっていないように思われたからです。

例えば、新たな規律の対象となる事業者について利用者数一千万人以上を念頭にということに対する問いには、全て関係者と議論を行うつつ具体化するとかお答えになっておられませんし、外部送信に関する通知、公表の仕組みについては、どの答弁においても、今後しっかりと適切に検討してまいりたいとお答えになっていなかったからです。

他方、検討の場を明らかにされているものとしては、新たなユニバーサルサービスに係る交付金制度について、その答弁ぶりは、法案成立後、審議会等のオープンな場で検討するというものでこ

ございました。

先ほど政省令委任事項を問うた際、検討体制は情報通信審議会や新たに設置するワーキンググループと答弁があったものの、衆議院段階においては、少なくともこれらについて触れられることなく、ある意味行政裁量ではお任せくださいみたいなことでしたので、少し確認をさせていただきました。

そこで、もう一つ関連して伺いたいと思います。改正しようとする法第七十三条の二第五項において、前各号に掲げるもののほか総務省令で定める事項を、改正案においてはその他総務省令で定める事項とされていますが、その他には何が含まれますか。

○政府参考人（二宮清治君） お答えいたします。電気通信事業法第七十三条の二第一項では、届出媒介等業務受託者、いわゆる販売代理店でございますが、総務大臣に対して媒介等の業務の届出等を行う際に必要な事項を規定しております。

御質問のその他総務省令で定める事項といたしましては、施行規則三十九条三項におきまして、法人番号、電話番号及び電子メールアドレス、対象契約の締結の媒介等の業務に係る再委託の有無及び販売方法の別といった制度の実施のために必要な手続的事項が規定をされております。

○吉川沙織君 今回、その他総務省令で定める事

項は、私拝見した限り、第二十七条の六第五項、第二十七条の八第五項、第二十八条の二、ハで新設をされるようございます。

その他総務省令で定める事項という条項を設けるのは、要は余りに細かいことまでは書き切れないうが、情勢によって変わり得るということでしょうが、これが余りに多過ぎると、法律の規律密度がどんどん低くなってしまいます。その他総務省令で定める事項とせざるを得ない側面はあると思いますが、運用を続けていく中で、定着しているものについては法律事項に格上げすることを検討するなど、適切な見直しを不断に行うことは重要ではないかと考えますが、認識は合いますでしょうか。

○国務大臣（金子恭之君） お答え申し上げます。今回の法案では、制度の基本的な枠組みは法律で明確に規定しつつ、あくまでその枠組みの中で環境変化に応じて柔軟な見直しが必要と考える事項などを政省令で規定することとしているものがございます。このため、今回の法案において政省令に委任している事項については、将来においても政省令において規定することが適当と考えております。

その上で、今後、本法案をめぐる環境が大きく変化をし、制度の枠組み自体を見直す必要が生じた場合には、必要な法改正の検討を行い、改めて

国会の場で御審議いただくことになるものと考えております。

○吉川沙織君 政省令に委任するということは、技術的なこと、情勢の変化等を踏まえ必要なことは理解をいたします。ですから、国会でこうやって法律の審議をして、成立をして、施行された後じゃ何が定められましたかというのは、私たち立法府にいる者の側の責任として確認をしていくことが大事ななことだと思いますし、だからこそ、先ほど二年前の改正の施行状況どうですかということをお伺いしたわけです。

ここからは、三つの改正の柱の個別論点を一つずつお伺いしていきたいと思えます。

最初に、ブロードバンドサービスにおける交付金制度の創設についてですが、ブロードバンドサービスのうち光ファイバーなどの有線ブロードバンドについては、人口減少等を背景に、特に地方部の不採算地域においては整備後の維持費用がネックとなり、新規整備が進展していないケースもございます。よって、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するため、交付金制度の導入を始めとした今般の改正案が提出されたものと承知しております。

では、ブロードバンドにおけるユニバーサルサービスとは何であって、電気通信事業法上の基礎的電気通信役務はどのような関係にあるのか、お

伺いたします。

○国務大臣（金子恭之君） お答え申し上げます。

電気通信事業法では、固定電話のように不採算地域におけるサービスの維持を図るための交付金制度の対象となるサービスをユニバーサルサービス、いわゆる基礎的電気通信役務として位置付けております。したがって、有線ブロードバンドサービスについても、本法案において同様の交付金制度の対象となるため、基礎的電気通信役務に位置付けようとするものでございます。

○吉川沙織君 今回の改正で新たに有線ブロードバンドサービスに交付金制度を創設するという点ですが、交付金の支援対象として想定されている地域はどのような地域になりますでしょうか。

○政府参考人（二宮清治君） お答えいたします。今回の交付金制度では、交付金による支援を真に必要な地域に集中する観点から、サービス提供のためのコストが相対的に高く、市場原理に委ねたのではサービスが維持されない可能性が高い地域に限って支援対象とすることとしております。

また、現に複数の事業者が競合的にサービスを提供している地域において特定の事業者のみを支援対象とすることは競争中立性を害することとなるため、有線ブロードバンドサービスを提供している事業者が一家以下である地域に限って支援対象とすることとしております。

○吉川沙織君 これら対象と、中で、新たな交付金制度では、原則として区域を分けるとされていきます。一般支援対象区域と特別支援区域に分けるとされていきますが、その後者の方、特別支援区域とはどのような区域でしょうか。

○政府参考人（二宮清治君） お答えいたします。特別支援区域とは、市場に委ねたものではサービスが維持されない可能性が極めて高い地域でございます。具体的には申し上げますと、現時点でブロードバンドが未整備の地域で、新たに民間事業者が有線ブロードバンドサービスの提供を開始した場合や、現時点で自治体の公設設備による有線ブロードバンドサービスの提供が行われている地域で、民間事業者が自治体から設備の譲渡を受けた場合に当該地域を特別支援区域として指定することを想定しております。

○吉川沙織君 先ほどの問いで、交付金の支援対象として想定される地域はどのような地域かと伺った際に、市場原理に委ねたものではサービスが維持されない可能性が高い地域と答弁があつて、今、その中でも特別支援区域はいかなる区域でしょうかとお伺いしたら、市場に委ねたものではサービスが維持されない可能性が極めて高い地域と答弁ございました。

では、今度は両方含んになりますか、交付金の支援対象区域として想定される町字数ですね、

現在、全国で約何万町字あつて、うちどれくらいが支援対象区域となるのでしょうか。

○政府参考人（二宮清治君） お答えいたします。現時点での想定では、全国の町字数は約十九万町字と想定をしております。そのうち支援対象区域となる町字は約一万三千町字と想定をしております。

なお、以上申し上げました数字はあくまで現時点での想定であり、実際の支援対象区域については、法案をお認めいただいた後、改めて精査をしていくこととなります。

○吉川沙織君 現時点での試算ということですが、かなりの町字が残っているということになります。

一方で、今年度末のブロードバンドの整備率は約九九・七%になるとの見込みのことですが、じや具体的にどのような地域が残されているのか。例えば離島なんかはその象徴的な場所かと思いますが、これらについて把握されているようだったら教えてください。

○政府参考人（二宮清治君） お答えいたします。居住世帯向けサービスのための光ファイバーにつきましては、御指摘のとおり、二〇二二年度末の整備率九九・七%に達する見込みであります。残る未整備世帯の大半は、離島や山間部に点在する集落に所在をしております。

お尋ねの離島につきましては、離島振興法などに指定をされております離島のうち、約九十の島に光ファイバー未整備世帯が残っております。

○吉川沙織君 約九十の島に未整備世帯が残っている離島があるということでしたが、集中しているというエリアとか、もし分かるようでしたら教えてください。分からないようでしたら結構です。

○政府参考人（二宮清治君） お答えいたします。主に西日本のエリアに集中しているものと承知をしております。

○吉川沙織君 私、西日本の出身でございますのでよく分かります。

では、交付金、今回の交付金による支援の対象者の範囲、数、これも把握しておくことが大事かと思いますが、これについて教えてください。

○政府参考人（二宮清治君） お答えいたします。まず、一般支援区域についてでございますが、交付金の支援対象となる事業者としては、地域におけるCATV事業者など数十社を想定しております。

また、特別支援区域において交付金の支援対象となる事業者としては、全国で有線ブロードバンドサービスを提供する大手の通信事業者など数社を想定しております。

○吉川沙織君 一般支援対象区域はCATV始め

数十社で、特別支援区域は大手プラスアルファということでしたが、じゃ、ここで、現行では基礎的電気通信役務として加入電話、公衆電話及び緊急通報が定められているところでございますが、現状について確認させていただきたいと思っております。現在の電話のユニバーサルサービス制度については加入電話がその対象ですが、その交付金の状況について伺います。令和三年度の交付金の額について伺います。

○政府参考人（二宮清治君） お答えいたします。電話のユニバーサルサービスについては加入電話及び公衆電話を対象としておりますが、令和三年度認可に係る交付金額は、NTT東日本が四十・一億円、NTT西日本が二十七・七億円、合計六十七・八億円となっております。

○吉川沙織君 では、NTT東西における加入電話の令和三年度の赤字の額について伺います。

○政府参考人（二宮清治君） お答えいたします。NTT東西から報告を受けた電話のユニバーサルサービスの収支については、令和二年度決算値で、NTT東日本が二百三十億円、NTT西日本が三百十七億円の赤字で、合計五百四十六億円の赤字額となっております。

○吉川沙織君 加入電話のNTT東西の赤字額が五百四十六億円で、いただいているユニバーサル

サービス制度の交付金が六十七・八億円ということとで、それはかなりの差があるということになります。

今度設けられる、ブロードバンドにおける、有線ブロードバンドにおけるユニバーサルサービスの交付金の特別支援区域は、市場原理に委ねては極めてその整備が難しいということですが、特別支援区域が市場に委ねたものではサービスが維持されない可能性が極めて高い地域である以上、大きな赤字額が出るような支援ではないことが必要ではないかと思いますが、御見解、伺います。

○国務大臣（金子恭之君） 委員御指摘のとおり、特別支援区域については、市場に委ねたものではサービスが維持されない可能性が極めて高い地域であることを踏まえ、支援額の算定に当たっては一定の配慮が必要であると考えております。

詳細については政府参考人から答弁させていただきます。

○政府参考人（二宮清治君） お答えいたします。今回の交付金制度では、事業者固有の非効率性を排除する観点から、支援額を算定する際は原則として一定の標準的なモデルにより費用を算出することを想定しておりますが、その内容は、事業者固有の非効率性を排除するという目的が達成される限度で各事業者の実際の費用に近いものであ

ることが望ましいと考えております。

具体的な算定方法については、本法案をお認めいただいた後、交付金制度の運用開始までの間に情報通信審議会において検討する予定ですけれども、現時点の想定としては、委員御指摘の特別支援区域については、不採算性が極めて高い地域であることを踏まえ、加入電話の交付金制度とは異なり、収入と費用を相殺し、赤字部分を支援対象とする考え方を採用することを想定をしております。その結果、特別支援区域における支援の在り方は、加入電話における交付金制度のものとは相当地度異なったものとなる想定をしております。

○吉川沙織君 今、大臣と局長、それぞれから御答弁いただきました。現行の基礎的電気通信役務では大きな赤字が発生していることを踏まえて、今御答弁いただきました。ただ一方で、利用者の皆様に対しても周知や御理解いただくことも大事かと思しますので、併せてお願いしておきたいと思えます。

ここまでが改正内容の一点目の大きな柱です。次からは、新たな規律の導入について、これまで分かりづらいんですけれども、お伺いしたいと思います。

最初に、電気通信事業者とは何で、登録や届出を要さない電気通信事業を営む者であるいわゆる第三号事業者にはどういう者が含まれるか、お伺

いたします。

○政府参考人（二宮清治君） お答えいたします。電気通信事業者とは、電気通信事業を営むことについて登録を受けた者及び届出をした者のことをいいます。他方、第三号事業を営む者につきましては、検索サービス、SNS、オンラインショッピングモール、掲示板、オンラインオークションなど、他人の通信を媒介しないサービスを電気通信回線設備を設置せずに提供する事業者が該当いたします。

○吉川沙織君 今、電気通信事業者と電気通信事業を営む者について教えていただきましたが、今回の規律、新しい規律について、同じ電気通信事業を営む者において規律の内容が異なっています。今、第三号、いわゆる第三号事業者について、局長の答弁では、検索サイト、SNS、オンラインショッピングモール、掲示板等ありましたが、今回、検索サービスは新たな規律の対象で、オンラインショッピングモールは対象外ですが、これ何で違うんでしょうか。

○国務大臣（金子恭之君） これまで、原則として電気通信事業法の規制の対象外であった通信サービスのうち、SNSや検索サービスについては、本法の規制の対象としてきた通信サービスと性質が似ていることに加え、社会的、経済的影響力が大きくなっており、利用者保護を確保する必要性

が高まっているため、本法案において新たに規制を課すことといたしました。

具体的には、SNSについては、電話やメールのように他人間の通信、特に会話、コミュニケーションを実質的に媒介するサービスであるため、規制の対象とするものでございます。また、検索サービスについては、電気通信事業法が様々な通信サービスを利用するための基盤的な役割を担うサービスを規制の対象としてきたことを踏まえ、インターネットにおいて多くの利用者が様々な通信サービスにアクセスするための基盤的な役割を担うサービスとして規制の対象とするものでございます。

一方、オンラインショッピングモールについては、取り扱う情報が出品物の特徴や価格に関する商取引情報であり、会話、コミュニケーションに関する情報ではないため、有識者で構成される電気通信事業ガバナンス検討会の報告書においても規制の対象外とすることが適当とされたものでございます。

○吉川沙織君 今、様々SNSと検索サービスとオンラインショッピングモールの特徴を答弁いただきましたけれども、第三号事業には同じようなくくりの中で全部入っています。

本来、利用者の利益の保護の法目的を達成しようとするならば、やっぱりこの規制は利用者の利

益の保護のためには広くあるべきだと思っておりますが、今後、それをオンラインショッピングモールに広げていくとか、そういう可能性はありますでしょうか。あるかないかです。

○国務大臣（金子恭之君） 今後も適時適切に対応してまいります。

○吉川沙織君 適時適切にお願いいたします。本来、まあこの議論いろいろあったようですが、利用者が安心してサービスを受けられる環境が求められると考えます。当該規律は幅広く適用されるのが本来望ましいと思いますが、見解は合いますでしょうか。

○国務大臣（金子恭之君） お答え申し上げます。通信サービスの契約者などに関する情報、すなわち特定利用者情報の適正な取扱いについては、利用者保護の観点からはより多くの電気通信事業者を規制の対象とすることが望ましいと認識しております。

他方、規制が及ぼす負担の増加についても考慮する必要がありますが、今回の法案では、利用者の利益に及ぼす影響の大きい電気通信事業者に限定して規制の対象としたものでございます。

その上で、今回の規制の対象から外れる電気通信事業者に対しては、様々な関係者と議論を重ねながら、特定利用者情報の適正な取扱いに関する

ガイドラインを策定することについても今後検討してまいります。

本法案やそれに関連する様々な取組を総合的に進めることにより、利用者の皆様が安全、安心に通信サービスを利用できる環境が確保されるものと考えております。

○吉川沙織君 一たび利用者の利益の保護が損なわれることがあれば、それは事業の規模の大小と内容にかかわらず影響を受けるものですので、そこは衆議院段階でもより多くの電気通信事業者を規制の対象とすることが望ましいという答弁もなされていますので、今後、もう一回頑張って検討していただきたいと思っております。

この新たな情報規律を新設しようとするこの改正案の提出に至ったのは、LINEにおける事故、つまり海外のサーバーに我が国利用者の情報が勝手に送信されていたことに端を発したものです。電気通信事業ガバナンス検討会がこれにより設置され、議論が行われました。

今回、情報を保存するサーバー設置国の公表を義務付けるのかどうか、条文からは明確に読み取れませんが、これはどうなりますでしょうか。

○国務大臣（金子恭之君） お答え申し上げます。本法案では、特定利用者情報の取扱いの透明性を確保するため、電気通信事業者に対して情報の取扱いに関する方針を自ら定め公表する義務を課

すこととし、その具体的な内容は省令で定めることとしております。

本法案をお認めいただいた場合、電気通信事業ガバナンス検討会の下にワーキンググループを立ち上げ、学識経験者、消費者団体、経済団体、事業者団体など幅広い関係者に参画をいただき、衆議院総務委員会の附帯決議など国会会での御議論も十分踏まえながら、利用者情報を保管するサーバーの所在国など電気通信事業者が公表すべき事項について具体的に検討を進めてまいります。

○吉川沙織君 電気通信事業ガバナンス検討会の報告書にもその旨読み取れるところありますし、条文上は恐らく第二十七条の八の三に規定される特定利用者情報の安全管理の方法のところの詳細決めていかれるのだと思います。やはりサーバー設置国の公表というのは大事なことでございますので、是非検討を進めていただきたいと思っております。ここから三点目。

その三点目の公正な競争環境の整備は、これはもう事業者間同士の話になりますので、今まで申し上げたユニバーサルサービス制度と利用者情報の適正な取扱いの論点とは異なります。この卸の関係に関しては、優越的地位の濫用があつてはならないことは大前提ですが、今回の改正では相対契約が法定化されています。

相対契約を法定事項にしたほかの法律はありませんのでしようか。

○政府参考人（二宮清治君） お答えいたします。

お尋ねは、相対契約について役務提供義務を課す制度を設けているものはないかというお尋ねだと思っております。

ほかの法律におきましては、今回の改正案と同じ内容の制度は調べた限り確認はできておりません。

○吉川沙織君 接続制度は法定化されても、卸に關しては民衆でやる相対ですので、それをそもそも条文、法定をするというのはなかなか、ほかなのは当然のことかと思えます。

今回の改正で新設しようとする相対契約の条文、第三十八条の二第二項には、正当な理由がない限りとありますが、この正当な理由について何か、お伺いいたします。

○政府参考人（二宮清治君） お答えいたします。

正当な理由として認められる場合につきましては、事業者間の競争関係に与える影響を踏まえ客観的に検討する必要があると考えておりまして、有識者会合である接続料の算定等に関する研究会において関係事業者の意見も聞きながら、今後、公開のプロセスの中で検討していく考えてございますが、その際には、現行の接続制度のいわゆる拒否事由に当たります電気通信役務の円滑な提供

に支障が生ずるおそれがあるとき、接続を提供する事業者の利益を不当に害するおそれがあるときなどの事項についても参考としつつ、検討していく考えでございます。

○吉川沙織君 今答弁ありましたのは、恐らく、第三十二条の接続のルールを今回こちらの方でも当てはめてやっていこうということでしたが、これも推移を見守っていきたいと思います。

私、この電気通信事業法でもそれ以外でもそうですが、規制が課される場合には、総務省の別の政策評価のところでも規制の事前評価書というのを、これは各省庁が全部書いているものですが、この規制の事前評価書について、今回新たな規制を課するものが多いものですから幾つか伺いたいと思えます。

本改正案に関する規制の事前評価書では、評価の活用という項目がございます。この評価の活用についてどのような内容を記載していますか。

○国務大臣（金子恭之君） 今回の法案につきましては、その方向性を議論した検討会の場において、新たな規制によって発生し得る効果や負担を含め、有識者から多くの様々な御意見をいただきました。

この法案における規制の内容を決定するに当たっては、検討会で御議論いただいた事項が規制の内容の参考、土台となっていることから、担当部

局においてそうした事項をベースにした御指摘の規制の事前評価書を作成したものと承知をしております。

○吉川沙織君 規制の事前評価書、この規制の政策評価とか、規制に係る政策評価の事務参考マニュアルによれば、当該規制の検討段階やコンサルテーション段階で事前評価を実施することが好ましいということになっています。

ですから、この規制の事前評価の義務付けの趣旨からすれば、今大臣から御答弁あった、今回、様々、四つほどこの法案に係る規制の事前評価書を提出されておりますが、全て、○○研究会、○○審議会でこのような内容が出た、答申が出たからこうなりますと書いてありますが、この義務付けの趣旨からすれば、検討会の結果内容を踏まえた内容を評価書にまとめるのではなく、規制案の検討段階から作成し、検討会の議論の場で活用すべきだったのではないかと思います。

その事前評価について仮に望ましい活用がなされていけば、検討会の場で結論を得る前に、直前に取りまとめ内容が大幅に変更されるような事態も防げたかもしれないのではないかと考えています。

また、この新しい改正案については、第二十七条の九で、特定利用者情報の取扱状況の評価等として新たに評価の規定も新設しようとしていま

すが、これら評価するに当たっては統計等データが非常に大事になります。でも、その統計の信頼性は揺らいでいます。

この国会において、私自身、三月八日、三月十六日、五月十九日と、この当委員会で統計行政を取り上げました。三月八日の当委員会において、国交省の統計不適切事案について、大臣からは統計法の理念に反する事案であったという答弁をいただきました。しかしながら、統計法第六十条第二号の基幹統計の作成に従事する者が基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者について、統計法違反の該当性の基準について示すべきではないかと申し上げましたところ、統計は多様だとか、プロセスが多岐にわたるとか、個別具体的な判断ということ、答弁が明確にはありませんでした。

この統計法、まあ今日も、国交省の事案で、電子媒体においても不正な取扱いがなされていたと報道がありました。最初は過失であったかもしれませんが、でも、途中から明らかな故意での事案でした。せめて、基準がなければ判断のしようもありませんし、もし省内で何か行われていたときに基準が示されてさえいれば、あっ、これは告発した方がいいんじゃないかと、そういった動機付けにもなります。

基準ぐらい検討してはいかと思いますが、是

非大臣御自身の言葉で、答弁書を御覧にならずに、大臣御自身の言葉で答弁いただきたいと思えます。

○国務大臣（金子恭之君） 私の言葉ということですが、非常にこれは、統計問題というのは非常に大きな問題でございますし、私一人ですることでもございませんので、現在の総務省としての答弁をさせていただきたいと思えます。

今回の不適切な処理については大変遺憾なことで考えております。統計法第六十条第二号は、基幹統計の作成に従事する者が基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした場合に罰せられる規定でございます。

この行為については、基幹統計の作成過程において、通常の方法によって作成されるはずの結果と異なる結果を意図的に生ぜしめる不正な行為であるとの解釈を既にお示ししておりますが、個々の行為がこのような行為に当たり、刑事罰の対象となるか否かについては、捜査機関が収集した証拠に基づき個々に判断すべき事柄であると承知しております。

もつとも、刑事罰の対象となるかどうかにかかわらず、国民の信頼を失うような不適切な行為は行つてはならないものであり、今般の事案においても、不適切な行為を行った職員に対して広くかつ厳しい処分等が行われているところでございます。

現在、統計委員会の特別検討チームで進められている検討結果も踏まえ、誤り発見時の対応ルールを充実、徹底することなどにより、不適切な行為の再発防止を図ってまいりたいと思えます。

以上でございます。

○吉川沙織君 今日報じられた、「統計不正 電子データも 国交省 十七年間 件数不明」と出ました。最初は過失だったと思えます。でも、途中から明らかに故意でこの行為が行われてきて、統計法の目的、理念、そして、今回の事案がそれに当たるかどうかは別としても、今回の事案を二度と繰り返さないためにも、基準を示せと申し上げているわけではありません、基準を検討するにとぐらいされてはいかかかと申し上げているんです。どうでしょう。

○国務大臣（金子恭之君） 繰り返しになります。現在、統計委員会の特別検討チームが進められている検討結果も踏まえて、誤り発見時の対応ルールを充実、徹底することなどにより、不適切な行為の再発防止を図ってまいりたいと思えます。

○吉川沙織君 統計法違反の基準設定について、各省自らの見直しを促し、自浄作用を促すことにもつながるからこそ、その特別検討チームの結果を待たず、基準を策定することを検討してはいかかかと申し上げているんですが、いかがでしょうか。大臣の言葉でお願いします。

○国務大臣（金子恭之君） 委員のお気持ちはしっかりと受け止めながら、今後、省内においてもいろんなことを検討してまいりたいと思います。

○吉川沙織君 今まで統計法違反に問われた事案というのは本当の本当の不当の不正しかななくて、だからその判断が難しいという側面があるのは理解をいたします。ただ、今回のような事案がそのまま見過ごされるということは、我が国の統計等データの信頼を失墜させることにもつながりかねません。また、今特別検討チームのお話ございましたが、事案が起こるたびに、人は増えないのに業務量は増え続けています。それこそ特別検討チームで何らかの結果が出れば、また業務負担が限られた人員に過重に掛かることになりませんが、これら人員の強化、体制について抜本的に見直す必要あると思いますが、一言御見解をいただければうれしいです。

○国務大臣（金子恭之君） もうこれまでも、統計問題については、これまで議論してこられた、見守ってこられた吉川委員の御意見でございますので、しっかりと受け止めさせていただきたいと思えます。

○吉川沙織君 本当に事案が起こるたびにやることは増えて、ただ、人は増えない。今回の国交省の報告書等の中でも、やはり限られた人にその業務が掛かっていて、それが余計に不正、不適切な

取扱いを増やしてしまったということもあります。私たち立法府側から行政の取組について、これからも法案の審査、それから行政監視機能の發揮していきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いたします。

ありがとうございます。